公共基準点等使用に係る包括承認書

三重県土地家屋調査士会
　会長　川井　一浩　様

　桑名市公共基準点等の使用について、桑名市公共基準点等管理保全要綱第4条第5項の規定により、下記のとおり承認します。

使用目的		地積測量図などの作成のための測量
使用期間		２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日まで
測量地域		桑名市全域
使用する公共基準点等		桑名市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点等 （使用時点で公共基準点等として取扱われている点に限る）
測量方法		GPS測量、ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝほか必要な精度の確保可能な測量方法による
申請者	名称	三重県土地家屋調査士会
	代表者氏名	会長　川井　一浩
	所在地	三重県津市河辺町3547番地2 Tel 059-227-3616
測量作業担当者		包括承認申請を行った機関に属する者が公共基準点を使用する場合は公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

承認条件

1　別紙公共基準点等使用条件を遵守すること。
2　使用終了後は、公共基準点等使用報告書(様式第3号)を提出すること。
3　同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会についても認める。
4　承認書に代わるものとして土地家屋調査士会員証を提示すること。

土管用第　1　号の１
令和８年４月１日

桑名市長　　伊藤　徳宇　印

担当連絡先	土木管理課　用地監理室　　(Tel 0594-24-1225)

別紙

公共基準点等使用条件

1. 公共基準点等の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

2. 施設内の立ち入りは、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。

3. 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4. 使用に当たっては公共基準点等の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5. 作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。

6. 公共基準点等本体及び立ち入る施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

7. 作業者は、公共基準点等及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに市長に連絡すること。

8. 作業者は、公共基準点等の使用を完了したときは、公共基準点等使用報告書に次の書類を添付し、市長に提出すること。
   (1) 基準点現況報告書等
   (2) 基準点測量精度管理表